

## 第2次田川市環境基本計画の進行管理について

## 1 経過

第2次田川市環境基本計画に基づき、各施策の担当課に対し、令和2年度の実施状況及び令和3年度の実施予定の調査を行い、その回答を基に集計を行った。

## 2 集計結果

第2次田川市環境基本計画に係る進捗状況集計表

	施策の数	R2実績		R3予定	
		実施済	実施率	実施予定	実施予定率
第1章 安全で健康的な生活環境をつくる	40	31	78%	32	80%
1 生活環境の保全	20	16	80%	16	80%
2 資源循環型まちづくり	20	15	75%	16	80%
第2章 快適でうるおいのある環境をつくる	24	19	79%	20	83%
1 美しく快適なまち並みの創造	11	9	82%	10	91%
2 農村環境の保全	10	7	70%	7	70%
3 歴史的・文化的環境の保全、活用	3	3	100%	3	100%
第3章 地球温暖化対策を推進する	51	37	73%	43	84%
1 緩和策の推進	40	28	70%	34	85%
2 適応策の推進	11	9	82%	9	82%
第4章 田川らしい自然環境を保全、活用する	12	2	17%	2	17%
1 優れた自然環境の保全、活用	9	0	0%	0	0%
2 動植物の生息・生育空間の保全、再生	3	2	67%	2	67%
第5章 環境を守り生かす地域づくりを推進する	18	6	33%	8	44%
1 環境教育・環境学習の推進	6	1	17%	1	17%
2 協働の体制づくり	12	5	42%	7	58%
計	145	95	66%	105	72%

第2次田川市環境基本計画に係る進捗状況調査票（R2照会）

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)	
第1章 安全で健康的な生活環境をつくる	1 生活環境の保全	1) 典型7公害対策の推進	① 法規制に基づく対策の推進	●田川市の大気、水及び土壌環境は概ね良好であるため、今後も維持、保全に努めます。	環境対策課	大気汚染や水質、土壌汚染の苦情があった場合、県や関連機関と連携し、原因究明と保全に努めます。	大気汚染や水質、土壌汚染の苦情があった場合、県や関連機関と連携し、原因究明と保全に努めます。
				●法律(大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法)に基づく規制基準の遵守について、県と連携して監視、指導の充実に努めます。	環境対策課	苦情があれば現地の状況を確認。状況に応じて騒音・振動・悪臭・水質の調査測定等を行う。騒音・振動・悪臭・水質の苦情総件数:25件(R2.11.25時点)	苦情があれば現地の状況を確認。状況に応じて騒音・振動・悪臭・水質の調査測定等を行う。
			③ 生活公害等に関する指導	●野焼きの禁止に関する普及・啓発と指導の強化に努めます。	環境対策課	野焼きを行っている者に対する、野焼き行為禁止の指導の実施。20件(R2.11.25時点)	野焼きを行っている者に対する、野焼き行為禁止の指導の実施。
				●近隣騒音等の低減のための啓発、広報活動に努めます。	環境対策課	国と連携し、ポスター等の掲示により啓発を実施	国と連携し、ポスター等の掲示により啓発を実施
				●家庭からの汚水負荷を削減するための普及・啓発の推進に努めます。	環境対策課	市民向け啓発チラシの配付(広報への折り込み)	市民向け啓発チラシの配付(広報への折り込み)
			④ 水質浄化に関する普及・啓発の推進	●河川愛護デーや遠賀川水系、彦山川水系の水質浄化等に関わるイベント時等において、遠賀川河川事務所と連携して水質浄化に関連する普及・啓発事業の推進に努めます。	環境対策課	小学校河川水質調査(中元寺川、彦山川)を関係機関と連携し、普及啓発活動に努めた。	小学校河川水質調査(中元寺川、彦山川)を関係機関と連携し、普及啓発活動に努めます。
		●県や関係機関と連携し芳ヶ谷川流域の住民・事業者への水質改善に向けた普及・啓発に努めます。		環境対策課	-	-	
		●水質汚濁防止法等に基づく、排水の適正管理について適宜指導に努めます。		環境対策課	排水・水質に関する苦情があった場合、県や関連機関と連携し、原因究明と保全に努めます。(R2指導実績なし)	排水・水質に関する苦情があった場合、県や関連機関と連携し、原因究明と保全に努めます。	
		⑤ 生活排水処理対策の推進	●「田川市汚水処理構想」に基づき、浄化槽整備システムを構築し、浄化槽の整備推進に努めます。	環境対策課	平成30年度に構築した新たな浄化槽整備システム(個人設置・公的管理型浄化槽整備事業)を実施した。【令和元年度～】(計画基数:368基)	平成30年度に構築した新たな浄化槽整備システム(個人設置・公的管理型浄化槽整備事業)を実施する。【令和元年度～】(計画基数:493基)	
				●全国に先駆けた浄化槽整備システムの構築に向け、国・県と協議を重ね、支援等を受けながら整備を進めます。	環境対策課	国・県・関係団体と協議を重ね、よりよい浄化槽整備モデルを目指し、さらなる検討を進めた。	国・県・関係団体と協議を重ね、よりよい浄化槽整備モデルを目指し、さらなる検討を進める。
			●し尿くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換を強力に推進します。	環境対策課	平成30年度に構築した新たな浄化槽整備システム(個人設置・公的管理型浄化槽整備事業)を令和元年度から実施することにより、し尿くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る市補助金制度を重点的に拡充することで、個人負担を軽減しながらも、早期に転換を推進した。【令和元年度～】住民説明会、市内業者への制度チラシ配布、市の広報へし尿くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換についての記事掲載等、合併浄化槽への転換の普及・啓発を行った。	平成30年度に構築した新たな浄化槽整備システム(個人設置・公的管理型浄化槽整備事業)を引き続き実施することにより、し尿くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る市補助金制度を重点的に拡充することで、個人負担を軽減しながらも、早期に転換を推進する。【令和元年度～】住民説明会、市内業者への制度チラシ配布、市の広報へし尿くみ取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換についての記事掲載等、合併浄化槽への転換の普及・啓発を行う。	
			●浄化槽(合併・単独)を適切に管理することについて普及・啓発します。	環境対策課	平成30年度に構築した新たな浄化槽整備システム(個人設置・公的管理型浄化槽整備事業)を令和元年度から実施し、公的に浄化槽を管理していく仕組みにより、適正に管理された浄化槽の普及を推進した。【令和元年度～】市のウェブページ及び広報へ浄化槽の適正な維持管理についての記事掲載並びに啓発チラシの作成及び配布を行い、啓発に努めた。	平成30年度に構築した新たな浄化槽整備システム(個人設置・公的管理型浄化槽整備事業)を引き続き実施し、公的に浄化槽を管理していく仕組みにより、適正に管理された浄化槽の普及を推進する。【令和元年度～】市のウェブページ及び広報へ浄化槽の適正な維持管理についての記事掲載並びに啓発チラシの作成及び配布を行い、啓発に努める。TAGAWAコールマイン・フェスティバルにおいて開催される環境フェアで、啓発活動を行う。	
	⑥ 土壌汚染対策の推進	●土壌汚染対策法に基づき、人の健康の被害を防止するため、情報提供に努め、県との連携を推進します。	環境対策課	土壌汚染に関する相談があった場合、県への情報提供の推進を努めます。	土壌汚染に関する相談があった場合、県への情報提供の推進を努めます。		
			環境対策課	-	-		
	2) 化学物質対策の推進	① 化学物質に関する情報の収集、提供	●PRTR法に基づく公表データ等を活用しながら、分かりやすいデータの情報提供に努めます。	環境対策課	-	-	
			●化学物質を全く利用せずに日常生活を送ることは困難であることから、暮らしに関係のある化学物質等について分かりやすい情報の開示に努め、日常生活においてできることについて普及・啓発します。	環境対策課	-	-	
	3) 環境監視対策の拡充	① 環境監視対策の検討	●水質調査地点は、田川市に12か所ありますが、芳ヶ谷川等の支流を含めると監視体制が不十分なため、支流を含めた測定ポイントの拡充を検討し、必要に応じ調査を実施します。	環境対策課	苦情相談、水質汚濁が確認された場合など、必要に応じて水質調査を実施することとしています。(今年度拡充ポイントなし)	苦情相談、水質汚濁が確認された場合など、必要に応じて水質調査を実施することとしています。(拡充ポイントとして適当なものがあれば拡充します)	
			●工場からの大気汚染や畜産に伴う悪臭等については、必要に応じ、市独自の監視測定等を行い対策を検討します。	環境対策課	業者委託による臭気物質濃度調査を実施(年2回、4地点)	業者委託による臭気物質濃度調査を実施予定(年2回、4地点)	
		② 環境監視・連絡体制等の継続・充実	●田川市及び周辺に12か所ある水質調査地点において、引き続き水質調査を実施します。	環境対策課	従前どりの水質調査を継続します。(全調査地点12箇所(一般項目と健康項目で重複箇所有)一般項目:年3回、8箇所、健康項目:年2回、7箇所)	従前どりの水質調査を継続します。(全調査地点12箇所(一般項目と健康項目で重複箇所有)一般項目:年3回、8箇所、健康項目:年2回、8箇所)	
			●県や関係機関と連携し、大気、公共用水域、地下水等の環境監視、連携体制の充実に努めます。	環境対策課	大気・水質に関する苦情があった場合、県や関連機関と連携し、原因究明と保全に努めます。	大気・水質に関する苦情があった場合、県や関連機関と連携し、原因究明と保全に努めます。	

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)		
			●野焼き等の身近な生活公害については、市民による環境監視の連絡体制充実等に努めます。	環境対策課	-	-		
2	資源循環型まちづくり	1)ごみの減量	① 一般廃棄物処理基本計画の見直し	●分別の見直し、処理施設の設備改善等に応じ、適宜「一般廃棄物処理基本計画」の内容を見直します。	環境対策課	事業系一般廃棄物の収集運搬方法の変更に伴い、一般廃棄物処理基本計画を見直し	新ごみ処理施設の建設等に向け、必要に応じて一般廃棄物処理基本計画等を見直します。	
				●田川市ごみ減量化・資源化推進検討委員会で、ごみ減量化・資源化の施策について議論を行います。	環境対策課	令和2年度実施回数:0回(新型コロナウイルス対策のため) 令和3年1月下旬~2月中旬頃に開催予定 答申の内容の進捗や環境教育の実施状況について議論	令和2年度実施回数:2回 施策の進行管理(拠点回収、環境教育等)を実施します。	
				●8市町村で建設する新しいし尿処理施設は平成32年度の稼働を目標に、ごみ処理施設は平成34年度の稼働を目標に事業を進めます。	環境対策課	大任町、田川郡東部環境衛生施設組合の他、関係6町村と連携して、事業を実施。なお、新し尿処理施設は令和3年4月稼働予定	大任町、田川郡東部環境衛生施設組合の他、関係6町村と連携して、事業を実施(ごみ処理施設に限る)	
			② ごみの分別の普及・啓発	●ごみの分別の普及・啓発を推進し、ごみの適正処理に取り組む市民意識を高めます。	環境対策課	広報紙にて、ごみの分別方法を掲載。 資源拠点回収施設の紹介を掲載。	広報紙にて、ごみの分別方法を掲載予定。	
			③ 3Rの普及・啓発	●これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すため、限られた資源を無駄にせず、「もったいない」という価値観を大事にして、まずリデュース、リユースを優先し、それでも残るものについてリサイクルするという概念の普及・啓発に努めます。	環境対策課	-	広報紙にて、「もったいない」という価値観や、3Rのうちリデュース、リユースを優先するという概念等を掲載予定。	
			④ 食品ロス削減の促進	●「食品ロス」の削減に向けて、市内の事業者と協力を要請するとともに、県と連携して啓発や情報提供を行います。	環境対策課	取組みなし(新型コロナウイルス対策のため)	市内の飲食店約100店舗に対し、食品ロス削減の啓発物を送付し、その取組みへの協力を求める。	
			⑤ マイバッグ運動の推進、レジ袋有料化検討	●九州統一マイバッグキャンペーン等と連携してレジ袋の削減を目的に、商工団体及び消費者団体と協働でマイバッグ運動の推進に努めます。	環境対策課	県と連携し、ポスターの掲示、広報紙・HPへの掲載による啓発を実施	広報紙等を活用した周知を行う。	
			⑥ 廃食用油の活用	●学校給食調理場等において3Rの推進という観点から、BDF(バイオディーゼル燃料)の原料である廃食用油を回収し、リサイクルを推進します。	学校教育課	廃油回収業者に回収を依頼している。	廃油回収業者に回収を依頼する。	
			⑦ 給食残さの堆肥化の推進	●一部の学校で実施している生ごみリサイクルによる堆肥化の取り組みを他の学校においても推進します。	学校教育課	生ごみリサイクルによる堆肥化の取り組みを進める。	生ごみリサイクルによる堆肥化の取り組みを進める。	
			⑧ 生ごみ処理機購入費の補助事業の推進	●家庭の生ごみ処理機の普及促進のため、生ごみ処理機購入補助事業を継続します。	環境対策課	補助金交付数 R1:13基、R2:12基(R2.11.25現在)	生ごみ処理機購入補助金を交付する。	
		⑨ 家畜排泄物の適正な処理	●畜産農家より排出される家畜排泄物の管理適正化と利用(無臭化、バイオマス資源化等)を促進するため、畜産業者やJA等が連携して計画的な処理施設の整備と家畜排泄物の管理を行うよう、啓発・指導します。	産業振興課	-	-		
				●畜産に伴う悪臭等については、必要に応じ、関係機関と連携して対策を検討します。	産業振興課	畜産農家より排出される家畜排せつ物は、適正処理され、耕種農家と連携し、地力増進を推進した。また、脱臭資材の情報を畜産農家に提供した。一部農家については、平成29年度より資材を活用し、畜舎内での使用を実施している。	今後も左記のとおり実施する	
				●業者委託による臭気物質濃度調査を実施(年2回、4地点)	環境対策課	業者委託による臭気物質濃度調査を実施(年2回、4地点)	相談内容によっては臭気物質濃度調査を実施予定	
		2)不法投棄対策の推進	① 不法投棄防止の普及・啓発	●環境美化啓発看板の設置等を通して、不法投棄防止に関する普及・啓発に努めます。	環境対策課	市民の要望や県の情報提供等により、伊加利地区内に看板設置(2件)	苦情相談や要望に応じ、適宜看板設置を行う	
			② 不法投棄の監視体制の充実	②-1 監視体制の充実	●警察や業務で市内を巡回している事業所(日本郵便、宅配業者、九州電力等)、行政等による不法投棄の監視について、連携体制の充実に努めます。	環境対策課	-	-
				②-2 市の監視員制度の設置検討	●市独自の不法投棄監視員制度の設置を検討し、②-1の連携体制の中で不法投棄対策を推進します。	環境対策課	-	-
				②-3 不法投棄防止策の検討	●福岡県不法投棄マッピングシステムを活用し、効果的な監視や早期対応を行います。	環境対策課	-	-
				●定期又は不定期に巡回活動を行い、未然防止策を強化します。	環境対策課	毎年、県下一斉不法投棄取締期間において、市内における不法投棄多発区域である、ロマンスヶ丘、猪位金林道を重点的に監視パトロールを実施している。	例年と同様、県下一斉不法投棄取締期間(9月下旬)に実施予定。	
			●ビデオカメラによる不法投棄箇所の監視を行います。	環境対策課	市内2カ所(頻繁に不法投棄が発生した箇所)に設置	市内2カ所(頻繁に不法投棄が発生した箇所)に設置状況に応じ、設置場所の変更も検討する		
		3)産業廃棄物の適正処理、処分の促進	① 県と連携した監視指導の強化	●産業廃棄物の適正処理については、法に基づく適正な処理、処分が原則であり、産業廃棄物排出業者や産業廃棄物処理業者の不適正処理を防止するため、県と連携して立入検査等による指導の強化に努めます。	環境対策課	産廃適正処理に関する苦情があった場合、県や関係機関と連携し、指導の強化に努めます。	産廃適正処理に関する苦情があった場合、県や関係機関と連携し、指導の強化に努めます。	
② 農業用廃プラスチックの適正処理	●施設園芸等により発生する農業用廃プラスチックやビニール類について、JAや県と連携して適正処理の指導に努めます。		産業振興課	田川地域の農業の生産活動に伴い、発生する農業用廃プラ等の適正処理を推進し、環境保全と利用する農家の健全な育成を図った。	今後も左記のとおり実施する。			

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)		
第2章 快適でうるおいのある環境をつくる	1 美しく快適なまち並みの創造	1) 地域美化活動の促進	① 地域ボランティア活動事業の推進(花と緑のまち 新田川創世プランの推進)	●自然環境と共生したまちづくりを実現するために、清掃活動や花壇づくり活動の実施など、市民、事業者、団体が連携して、うるおいのあるまちの創造に努めます。  ●平成29年8月に開設したボランティアセンターにより、ボランティアの連携を促します。	都市計画課			
			② イベント等と連携した地域美化の促進	●地域の祭りやイベントなどと連携した地域美化活動の促進に努めます。  ●イベントの主催者に対して環境に配慮したイベントの実施を促します。	たがわ魅力向上課	新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止のため非実施	例年通り、まつりの関係団体による美化活動を実施予定。	
			③ 市民、事業者のモラル向上	●田川市では、人に優しくつくしいまちづくりについて各主体(市民、事業者、行政等)の責務を明らかにし、田川市民が安全で快適な環境の中で生活が営めるよう、清潔で人に優しくつくしいまちづくりを目指す「田川市人に優しくつくしいまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱防止やペットの飼い方など、市民、事業者のモラル向上に努めます。	環境対策課	空き地に草や樹木が伸びる等しており、市民から環境整備の依頼が市にあった場合、土地の所有者を調査し、所有者宛てに土地の適正管理を促す通知を送付する。(R2. 11. 25現在で24件)	空き地に草や樹木が伸びる等しており、市民から環境整備の依頼が市にあった場合、土地の所有者を調査し、所有者宛てに土地の適正管理を促す通知を送付する。	
		2) 公園緑地の整備推進	① 計画的な公園緑地の整備や緑化の推進	●都市計画区域内については、都市計画法や都市緑地法に基づき、計画的な公園緑地の整備や緑化の推進が求められます。そこで、平成24年3月に策定した「田川市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な公園緑地の整備や中心市街地における緑化の推進等に努めます。	都市計画課			
			② 地区の特徴を活かした公園緑地の整備	●自然や歴史等、各地域の特性を踏まえた多様なレクリエーション空間の整備に努めます。	都市計画課			
			③ 身近な水辺の保全、活用	●河川やため池等の整備に際しては、国や県等と連携して、人と川とがふれあうことが可能な親水空間の整備や生物の生息・生育空間の保全、利活用等に努めます。	安全安心まちづくり課	令和元年度から田川の宝！彦山川を創る会の「かわまちづくり」の具体化が始まった。 田川の宝！彦山川を創る会の中流部会が彦山川の新橋～番田橋の下流付近を担当し、清掃活動、利活用のイベントを実施。田川ふるさと川づくり交流会が彦山川の番田橋の下流付近～河川事務所前を担当し、清掃活動を実施。上流部会では利活用の検討を開始予定。中元寺川について、中元寺川子どもの水辺協議会が後藤寺中学校～春日橋付近を担当し、清掃活動を実施。	令和元年度から田川の宝！彦山川を創る会の「かわまちづくり」の具体化が始まった。 田川の宝！彦山川を創る会の中流部会が彦山川の新橋～番田橋の下流付近を担当し、清掃活動、利活用のイベントを実施予定。田川ふるさと川づくり交流会が彦山川の番田橋の下流付近～河川事務所前を担当し、清掃活動を実施予定。上流部会では利活用の検討を開始予定。中元寺川について、中元寺川子どもの水辺協議会が後藤寺中学校～春日橋付近を担当し、清掃活動を実施。	
		3) 快適な景観形成の促進	① 交流拠点等による景観への配慮	●石炭記念公園等の公園、ロマンスヶ丘等の代表的な自然環境、彦山川等の代表的な景観資源や駅周辺の交流拠点については、交流する人々にとっても最も印象に残る空間となるため、四季折々の花壇整備等、周辺の景観への配慮に努めます。	都市計画課			
			② 道路等の景観整備	●道路等の整備にあわせて、安全で快適に歩けるまち並み空間の整備と景観整備等を併せて検討します。  ●人が多く集まり、市の顔となるようなモデル地域においては、まちづくりと併せて街路の緑化等、良好な景観形成について検討します。	都市計画課			
		2 農村環境の保全	1) 環境に配慮した農村整備の推進	① 中山間地域等直接支払制度等による農地保全のための支援	●国では、農業生産条件が不利な中山間地域農山村の多面的機能を確保する観点から、一定の要件を満たした集落に対して補助金を交付し、農業振興や農地保全を図る制度があり、田川市では2集落でこの事業に取り組んでいて、今後も適正な支援に努めます。	産業振興課	2集落で、中山間地域直接支払制度を実施している。	今後も左記のとおり実施する。
			2) 土壌、水環境の保全対策の推進	① 環境保全型の農業の普及・啓発	●JA等を通じ、近年の消費者の安全・健康志向の高まりに応えるとともに、土壌汚染等を防止して生物の生息・生育環境を保全するため、有機栽培や低農薬栽培等の環境保全型農業について普及・啓発に努めます。	産業振興課	園芸農家を中心に減農薬栽培等の福岡県認定制度の活用等の推進を行った。	今後も左記のとおり実施する。
	② エコファーマーに係る普及・啓発			●環境保全型農業の推進者であるエコファーマー認定者等を増やすための普及・啓発に努めます。	産業振興課	-	-	
	③ 家畜排泄物の適正な処理(再掲)			●畜産農家より排出される家畜排泄物の管理適正化と利用(無臭化、バイオマス資源化等)を促進するため、畜産業者やJA等が連携して計画的な処理施設の整備と家畜排泄物の管理を行うよう、啓発・指導します。	産業振興課	-	-	

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)		
					畜産農家より排出される家畜排せつ物は、適正処理され、耕種農家と連携し、地力増進を推進した。また、脱臭資材の情報を畜産農家に提供した。一部農家については、平成29年度より資材を活用し、畜舎内での使用を実施している。	今後も左記のとおり実施する。		
				産業振興課	業者委託による臭気物質濃度調査を実施(年2回、4地点)	相談内容によっては臭気物質濃度調査を実施予定		
			④ 農業用廃プラスチックの適正な処理(再掲)	●施設園芸等により発生する農業用廃プラスチックやビニール類について、JAや県と連携して適正処理の指導に努めます。	産業振興課	田川地域の農業の生産活動に伴い、発生する農業用廃プラ等の適正処理を推進し、環境保全と利用する農家の健全な育成を図った。	今後も左記のとおり実施する。	
		3)鳥獣被害対策の推進	① 田川市鳥獣被害対策協議会における推進	●2011(平成23)年に発足した田川市鳥獣被害対策協議会において、イノシシ等の捕獲活動への支援や侵入防止柵の設置、狩猟技術研修会などを実施し、被害の低減を図ります。	産業振興課	協議会において、イノシシ捕獲の支援や侵入防止柵等の支援を行った。	今後も引き続き推進を行う予定。	
		4)地産・地消の推進	① 学校教育における推進	●学校においては、給食試食会の時間等を活用して、地産・地消の環境面での意義(例:輸送にかかるエネルギー消費削減、二酸化炭素排出量の削減)について情報提供に努めます。	学校教育課	食育授業の中で、地産地消の意義についても児童生徒に情報提供する。	食育授業の中で、地産地消の意義についても児童生徒に情報提供することとしている。	
				●地産・地消について、学校給食、食育ボランティア等の人的支援(講師派遣等)により、農業や「食」の大切さについて普及・啓発に努めます。	学校教育課	学校給食に地元産の食材を積極的に使用している。	学校給食に地元産の食材を積極的に使用し、地元農家を学校に招いて食育の話を児童にする。	
			② 農産物販売所等におけるフードマイレージの普及・啓発	●地産・地消を推進するため、農産物販売所等において、フードマイレージ(食物の輸送距離)の低減に向けた普及・啓発等に努めます。	産業振興課	-	-	
		3 歴史的・文化的環境の保全、活用	1)歴史的資源の保全と環境保全の一体的推進	① 歴史的資源と一体となった環境の保全、活用を推進	●田川市の歴史資源のうち、良好な自然景観等として該当する環境資源としては、ボタ山や社寺林等があります。これらの環境資源について保全とともに、案内板や標識の整備等により活用に努めます。	文化生涯学習課	市指定文化財(天然記念物)として指定している歴史資源の案内板や標識による活用を継続して行った。	市指定文化財(天然記念物)として指定している歴史資源の案内板や標識による活用を継続するとともに、市内の歴史的資源となる自然文化財等を把握し、適宜文化財指定を行うなど保存・活用に努める。
					●主要な環境資源や歴史的資源について紹介し、環境学習や地域振興に努めます。	文化生涯学習課	伊田・後藤寺地区別に環境資源や歴史的資源を巡るまち歩きコースを紹介している冊子「田川市まち歩きガイドブック炭都田川を歩く炭坑町たがわウォーク」を博物館ミュージアムショップで販売し、周知を図った。	引き続き、冊子「田川市まち歩きガイドブック炭都田川を歩く炭坑町たがわウォーク」を博物館ミュージアムショップで販売し、周知を図っていく。
					●主要な環境資源や歴史的資源を巡る「まち歩き」等のイベントの実施に努めます。	文化生涯学習課	博物館での企画展にからめ、石炭記念公園内の歴史的資源等を説明するフィールドワークを実施した。	JRや平成筑豊鉄道などが実施しているまち歩きイベントに、実施主体や担当部署と協議しながら、可能な限り協力していく。

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)			
第3章 地球温暖化対策を推進する	1 緩和策の推進	1) 家庭における省エネルギー・創エネルギーの促進	① 省エネルギー型のライフスタイルへの転換	①-1 広報紙、市ホームページ等によるエネルギー、環境問題に関する情報提供	●エネルギー・環境問題に関する情報(イベント等の催しの情報、補助事業等の情報、法律の改正等の情報、関係ホームページの紹介等)について、広報紙や市ホームページにおいて継続的に情報を掲載し、省エネルギーや地球温暖化問題に関する情報の普及・啓発に努めます。また、地球温暖化防止活動推進員の活用や出前講座などによる情報提供に努めます。	環境対策課	-	エネルギー・環境問題に関する情報について、広報紙や市ホームページに掲載する。	
				①-2 エネルギー消費の実態を意識するような企画等の推進	●福岡県で普及・啓発のツールとして利用を呼びかけている「福岡県環境家計簿」やエコファミリー制度等を活用して、地域単位等での継続的なエネルギー消費削減に向けた仕組みづくり等に努めます。	環境対策課	エコ・ファミリー関連のパンフレット等を窓口で配布	「福岡県環境家計簿」の窓口での配付や地球温暖化推進員と連携しエコファミリーへの参加協力を求める。	
				② 省エネルギー型の機器、設備の導入促進	②-1 省エネ機器に関する情報収集、提供	●家庭における省エネ機器の導入を促進するために、省エネルギーセンターや福岡県地球温暖化防止活動推進センターと連携して、省エネ機器の情報提供に努めます。	環境対策課	-	-
					②-2 省エネ機器の買い替え推進	●省エネ性能が高い機器を広く普及させるため、省エネラベルは普及・啓発に欠かせないツールと考えられます。そこで、田川市では省エネラベルのPRを推進し、省エネ機器への買い替えを促進します。	環境対策課	-	-
					●公共施設においては、省エネ機器へ率先して買い替えるよう努めます。	子育て支援課	省エネ電化製品の購入、エアコン清掃の実施、LED電球の購入	省エネ電化製品の購入、エアコン清掃の実施、LED電球の購入	
					保健福祉課	機器更新及び施設の改修等ははなつたが、改修時には省エネルギー設備の導入を積極的に検討する。	来年度も改修の予定はないが、今後も改修時には省エネルギー設備の導入を積極的に検討する。		
			文化生涯学習課		照明機器の故障がなかったため、買い替えなかった。	買い替えの際は省エネ機器を優先して選択する。			
			財政課		平成24年度に本調査において実施した省エネ可能性調査の結果に基づき、照明器具のLED化と省電力化された空調設備への更新を実施。運用面においても随時検証及び運用改善を行っている。	令和3年度においては、省エネ機器・設備の新規導入や買い替えの予定はないが、今後導入する際は、省エネ機器・設備の導入を優先するよう努めたい。【令和3年度～9年度】			
			人権・同和対策課	-	-	-			
			環境対策課	-	-	-			
			環境対策課	●LED照明の普及・促進に向けたPR活動等を検討します。	-	-	-		
			③ 住まいについて省エネルギーの推進	③-1 省エネ、創エネ設備の導入	●省エネや二酸化炭素削減に効果的な機器等及び経済効果等に係る情報を収集し、必要に応じた情報提供を行います。	環境対策課	-	-	
		●公共施設での省エネルギー設備や創エネルギー設備等の率先導入に努めます。			子育て支援課	-	-		
		保健福祉課			機器更新及び施設の改修等ははなつたが、改修時には省エネルギー設備の導入を積極的に検討する。	来年度も改修の予定はないが、今後も改修時には省エネルギー設備の導入を積極的に検討する。			
		文化生涯学習課			博物館内で使用する電球等を取り替える際に、LED電球等に買い換え	買い替えの際は省エネ機器を優先して選択する。			
		財政課			平成24年度に本庁舎において省エネ可能性調査を実施。運用面においても随時検証及び運用改善を行っている。	今度も調査・検証を継続して実施する。【令和3年度から9年度】			
		建築住宅課			松原第一団地、田川団地、川宮団地及び城山団地敷地内の外灯をLEDに変更。	外灯LED化を実施していない団地については、小規模であることから、順次、指定管理者において実施する。(3団地13本)			
		人権・同和対策課			-	-	-		
		環境対策課			-	-	-		
		環境対策課			●住宅の省エネ性能向上を図るため、省エネ基準への適合を普及・啓発します。	-	-	-	
		環境対策課			●住宅性能表示や省エネ基準の情報提供等、普及・啓発を進め、住宅の断熱性や気密性の向上等により省エネ性能が向上するように誘導します。	-	-	-	
		環境対策課			●開口部の断熱強化、よしずやすだれ等を使った身近な断熱対策等についても普及・啓発に努めます。	-	-	-	
		建築住宅課			●省エネルギー設備を設置した住宅や低炭素建築物等の環境配慮型住宅の普及を促進します。	当課の既存の住宅リフォーム補助制度と重複したものにしないようにすることなど、有効的な制度を確立する為十分な調査研究を進める必要があり、現在、他自治体の実施状況等の調査中である。	R2年度に引き続き、制度制定に向けた調査研究を進める。		
		建築住宅課	●住宅の省エネルギー化を図るための住宅リフォームを支援します。	住宅リフォーム補助金制度のメニューの一つとして、二重サッシやペアガラスへの変更又は断熱材の設置など省エネ化につながるリフォーム工事に対してその工事費用の一部を補助している。 ・対象工事費(税抜き)の10%を補助(限度額20万円) ・R2年度省エネ対象実績(11/1付):4件	R2年度に引き続き、住宅リフォーム補助金制度のメニューの一つとして、二重サッシやペアガラスへの変更又は断熱材の設置など省エネ化につながるリフォーム工事に対してその工事費用の一部を補助する。 ・対象工事費(税抜き)の10%を補助(限度額20万円)				
2) 事業者の省エネルギー・創エネルギーの促進	① 省エネルギー型の事業活動への転換	①-1 広報紙、市ホームページ等によるエネルギー、環境問題に関する情報提供(再掲)	●エネルギー・環境問題に関する情報(イベント等の催しの情報、補助事業等の情報、法律の改正等の情報、関係ホームページの紹介等)について、広報紙や市ホームページにおいて継続的に情報掲載し、省エネルギーや地球温暖化問題に関する情報の普及・啓発に努めます。	環境対策課	-	エネルギー・環境問題に関する情報について、広報紙や市ホームページに掲載する。			
		①-2 エネルギー消費の実態を意識するような企画等の推進	●事業所におけるエネルギー消費量の削減を促すため、「田川市省エネルギー推進会議」での講習会や視察等を通じて見識を深めるよう努めます。	環境対策課	-	-			
		② 省エネ設備の導入、建物の省エネ化の促進	②-1 省エネ設備等の導入促進	●事業者、工場等の省エネルギーを推進するため、省エネルギー診断の活用やESCO事業の導入について、普及・啓発していきます。	環境対策課	-	-		

章	基本的施策	施策		内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)
				●小規模な事業所等でも役に立つ省エネルギー対策の情報提供等に努めます(例:事業所版環境家計簿(福岡県作成)、EA21制度の講習会等)。	環境対策課	-	-
			②-2 建物の省エネ化を促進	●建築物の断熱性向上等により、建物の省エネ性能の向上を図るため、省エネ法や省エネ基準等についての情報提供、普及・啓発を推進します。	環境対策課	-	-
	3) 行政の率先的な省エネルギー行動等の推進	① 庁内での省エネルギー行動の推進	①-1 事務・事業での省エネ行動の推進	●夏季におけるエコスタイル(クールビズ)の実践等、事務・事業における省エネルギー行動・意識の向上を図り、庁内での省エネルギー化を促進します。  ●田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、庁内での電気使用量、エネルギー消費量、CO2排出量等について、毎年度公表します。	総務課	夏季期間のエコスタイル(クールビズ)の実施(期間:5月から10月まで)	夏季期間のエコスタイル(クールビズ)を実施予定(期間:5月から10月まで)
環境対策課					庁内でのポスター掲示	ポスターの掲示等、職員への周知を行う。	
環境対策課					環境審議会にて報告した内容をもとに、市ホームページへ掲載。	環境審議会にて報告した内容をもとに、市ホームページへ掲載。	

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)					
					財政課	当該契約分の物品は、グリーン購入法に基づき調達するよう仕様書に記載している。	当該契約分の物品は、グリーン購入法に基づき調達するよう仕様書に記載予定。				
					産業振興課 環境対策課	PPC用紙(森の木になる紙)の購入	PPC用紙(森の木になる紙)の購入				
					財政課	平成24年度に本調査において実施した省エネ可能性調査の結果に基づき、照明器具のLED化と省電力化された空調設備への更新を実施。運用面においても随時検証及び運用改善を行っている。	令和3年度においては、省エネ機器・設備の新規導入や買い替えの予定はないが、今後導入する際は、省エネ機器・設備の導入を率先するよう努めたい。【令和3年度～9年度】				
					保健福祉課	実施なし(H28年度環境対策課主導で実施済)	実施予定なし				
					文化生涯学習課	設備更新の予定なし	設備更新の予定なし				
					人権・同和対策課	-	-				
					産業振興課	運営権を民間事業者に設定した公共施設は、省エネルギー化の推進についても、その運営内容に付随するものであることから、行政として調査を実施しない。 なお、実施方針(条例)において、運営に当たっては、公共施設の経済的価値を十分発揮するよう、最も効率的に運営しなければならないこととしている。	R2実施概要と同義。				
					環境対策課	H28年度実施済み。	H28年度実施済み。				
					保健福祉課	施設の老朽化から導入には至っていないが、LED照明の導入を検討している。	LED照明の導入を検討していく。				
					文化生涯学習課	改修の予定なし	改修の予定なし				
					財政課	平成24年度に本調査において実施した省エネ可能性調査の結果に基づき、照明器具のLED化と省電力化された空調設備への更新を実施。運用面においても随時検証及び運用改善を行っている	令和3年度においては、省エネ機器・設備の新規導入や買い替えの予定はないが、今後導入する際は、省エネ機器・設備の導入を率先するよう努めたい。【令和3年度～9年度】				
					人権・同和対策課	-	-				
					産業振興課	運営権を民間事業者に設定した公共施設は、省エネルギー化の推進についても、その運営内容に付随するものであることから、行政として調査を実施しない。 なお、実施方針(条例)において、運営に当たっては、公共施設の経済的価値を十分発揮するよう、最も効率的に運営しなければならないこととしている。	R2実施概要と同義。				
					環境対策課	H29年度更新済み。	H29年度更新済み。				
					子育て支援課	-	-				
					保健福祉課	建て替え予定なし。	今後建て替えを行う際には、省エネルギー設備、総エネルギー設備の積極的な導入を検討する。				
					文化生涯学習課	建て替えの予定なし	建て替えの予定なし				
					建築住宅課	市営住宅の建て替えについては、市営住宅整備基準に適合した省エネルギー化の措置を講ずることとしている。	市営住宅の建て替えについては、市営住宅整備基準に適合した省エネルギー化の措置を講ずることとしている。				
					人権・同和対策課	-	-				
					産業振興課	建て替え予定なし。	建て替え予定なし。				
					環境対策課	該当無し	該当無し				
					教育総務課	・現在、旧西区、旧東区の各一校ずつに太陽光発電設備や発電量等が可視化できるモニターなどが設置されており、環境教育において活用されている。また、未設置の学校については、環境教育の際設置校の設備を活用することとしている。 ・令和元年度に小学校8校及び猪俣金学園に空調設備導入と併せて設置したデマンド監視装置により、継続的なエネルギー使用量の可視化を行っている。	・旧西区、旧東区の各一校ずつに設置されている太陽光発電設備等については、今後も環境教育において活用する。また、未設置の学校についても、環境教育の際設置校の設備を活用することとしている。 ・デマンド監視装置を設置した小学校8校及び猪俣金学園においては、継続して可視化したエネルギー使用量に注視し、省エネルギーに努める。				
					学校教育課	-	-				
					③環境関連施策の展開と地域の活性化	●民間事業者と協働して設立した地域新電力会社を核として、今後、地域新電力事業で得られる収益を活用し、公共施設等における省エネルギー化の推進など、環境関連施策の展開を図るとともに、地域活性化に繋げます。	●民間事業者と協働して設立した地域新電力会社を核として、今後、地域新電力事業で得られる収益を活用し、公共施設等における省エネルギー化の推進など、環境関連施策の展開を図るとともに、地域活性化に繋げます。				
					4)自動車利用における省エネルギーの促進	①自動車走行量の削減対策の促進	①-1 公共交通機関利用の呼びかけ	●自動車からのエネルギー消費量を削減するため、マイカーの利用を控え、バスや鉄道等の公共交通機関の利用を進めるよう呼びかけます。	都市計画課		
								●具体的には、特に近距離移動時の「自転車使用の推進」等と合わせて呼びかけていきます。	環境対策課	-	-
									都市計画課		
①-2 コミュニティバスの検討	●自動車交通量の削減及び高齢化対策等の一環として、コミュニティバスの運行内容の改善等(ルートや本数等)について検討します。	都市計画課									
●コミュニティバスは市内独自の公共交通機関として、市民の多様なニーズにきめ細かく対応するための地域密着型のバスシステムとして検討します。	都市計画課										
①-3 自転車使用の推進	●特に、近距離の移動においては、マイカー利用を自粛し自転車使用の促進に努めます。	環境対策課	-	-							
			都市計画課								



章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)	
		② 自動車の燃費改善対策の促進	②-1 低公害車の普及	●低公害車の性能、価格、国の補助制度及び優遇税制など正しい情報を提供します。 ●庁用車での低燃費車等の率先導入に努めます。	環境対策課	-	-
				財政課	車両更新時に全て低燃費車を導入 (普通自動車「リース車両」2台→普通自動車2台購入、軽自動車1台→軽自動車1台「買替」) ・公用車における低燃費車(R1) 中型自動車1台中1台、普通自動車全5台中5台、軽自動車27台中22台 ・公用車における低燃費車(R2) 車両更新時に全て低燃費車を導入 (普通自動車「リース車両」2台→普通自動車2台購入、軽自動車1台→軽自動車1台「買替」) 中型自動車1台中1台、普通自動車全5台中5台、軽自動車27台中23台	公用車における低燃費車(R2) 中型自動車1台中1台、普通自動車全5台中5台、軽自動車27台中23台 公用車における低燃費車(R3) 車両更新時に全て低燃費車を導入 軽自動車2台→軽自動車2台「買替」) 中型自動車1台中1台、普通自動車全5台中5台、軽自動車27台中25台	

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)	
			②-2 エコドライブの推進	●マイカー及び業務車両の対策の一つとして、市はエコドライブの実施について、パンフレットの配布による普及・啓発や市職員による率先実行に努めるとともに、アイドリングストップの啓発に努めます。	環境対策課	-	-
	5) 森林の保全、再生による二酸化炭素吸収源の確保	① 乱開発の防止指導	●二酸化炭素吸収源としての森林を保全するため、森林法等による乱開発の防止等について県と連携し必要な指導を検討します。	産業振興課	伐採許可の届け出等があった際に、伐採後の植栽等を指導している。(随時)	今後も伐採許可、開発許可等の届出時には、県と共に指導に当たる予定	
		② 法指定に基づく森林の保全、整備	②-1 保安林、自然公園等の指定見直し要請	●計画的な森林経営を推進するため、必要に応じ保安林や自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について県に要請します。また、県等と連携し、自然公園法や自然公園条例に基づく自然公園区域の保護に努めます。	環境対策課	-	-
			②-2 田川市地域森林整備計画に基づいた森林整備	●森林の計画的な保全、整備により二酸化炭素吸収源を確保するため、田川市森林整備計画に基づき、県と連携して造林、保育、間伐等、適切な森林整備に努めます。	産業振興課	保安林の指定拡大は実施していない。	予定なし
		③ 森林環境税を活用した森林の保全、再生	●県や土地所有者、ボランティア団体等と連携して、森林環境税を活用した「荒廃森林再生事業(荒廃した森林を再生し、次世代に引き継ぐための事業)」や「森林(もり)づくり活動公募事業(ボランティア団体等が自ら企画して行う森林づくりなどの活動を支援)」等の推進に努めます。	産業振興課	平成20年度より県の森林環境税を実施した「荒廃森林再生事業」を実施し、森林調査委や間伐等を実施している。	平成30年度から「荒廃森林整備事業」を実施することが決定し、今後も実施していく。また、平成31年度から新設された「国の森林環境譲与税(仮称)」を活用した事業を実施予定。	
	6) フロン対策の推進	① 情報提供	●オゾン層の保護については広く社会的理解を深めていくため、オゾン層の保護やノンフロン製品等に関する情報提供に努めます。	環境対策課	-	-	
			●「フロン回収推進協議会」と連携して、回収、破壊処理に向けた普及・啓発の推進に努めます。	環境対策課	-	-	
	7) 酸性雨対策の推進	② 酸性雨の監視の推進	●県が調査を実施する測定局の監視結果を注視するとともに、必要に応じ県と連携し、影響調査の実施等の対策を検討します。	環境対策課	-	-	
2 適応策の推進	1) 農業、森林・林業	① 高温耐性品種の普及	●高温条件に適応する育種素材の普及を推進します。	産業振興課	-	-	
		② 森林の整備の推進	●山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上を図ります。	産業振興課	市営造林整備事業や荒廃森林整備事業により、災害防止や田川市の森林整備を実施している。	市営造林整備事業や荒廃森林整備事業により、災害防止や田川市の森林整備を実施していく。	
			●市営造林の定期的な整備を行うとともに、災害防止のための民有林の間伐等の整備を進めます。	産業振興課	市営造林整備事業や荒廃森林整備事業により、災害防止や田川市の森林整備を実施している。	市営造林整備事業や荒廃森林整備事業により、災害防止や田川市の森林整備を実施していく。	
	2) 水環境	① 水質保全(再掲)	●田川市内に12か所ある水質調査地点において引き続き水質調査を実施します。	環境対策課	従前どおりの水質調査を継続します。 (全調査地点12箇所(一般項目と健康項目で重複箇所所有) 一般項目:年3回、8箇所、健康項目:年2回、7箇所)	従前どおりの水質調査を継続します。 (全調査地点12箇所(一般項目と健康項目で重複箇所所有) 一般項目:年3回、8箇所、健康項目:年2回、7箇所)	
		② 水の効率的利用	●雨水・再生水の利用、節水の啓発等により水の効率的利用を推進します。	環境対策課	-	-	
		③ 湯水時の危機管理体制の整備	●気候変動による湯水に備え、危機管理体制を整備します。	安全安心まちづくり課	田川広域水道企業団田川市水道事務所と連携する。	田川広域水道企業団田川市水道事務所と連携する。	
	3) 自然生態系	① モニタリング調査の実施	●気候変動による生態系や種の分布等の変化を把握するためのモニタリング調査の実施について検討します。	環境対策課	-	-	
	4) 自然災害	① 「田川市災害対応ガイドブック」の活用	●災害時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を地域ごとに示した「田川市災害対応ガイドブック」を活用し、日頃から被害対策や避難行動についての理解の促進を図ります。	安全安心まちづくり課	新しく改訂した「田川市災害対応ガイドブック」を活用し、校区等における防災研修会を開催し、防災に対する啓発を継続して行う。	新しく改訂した「田川市災害対応ガイドブック」を活用し、校区等における防災研修会を開催し、防災に対する啓発を継続して行う。	
		② 河川環境の整備	●気候変動による水害に備え、国や県等と連携し、河川環境を整備します。	安全安心まちづくり課	田川の宝！彦山川を創る会により、災害に強い河川の設計案を申請したことから、申請に添った環境整備と利活用を実施する。	田川の宝！彦山川を創る会により、災害に強い河川の設計案を申請したことから、申請に添った環境整備と利活用を実施する。	
	5) 健康	熱中症・感染症対策の普及啓発	●市ホームページ、広報紙等により熱中症や感染症対策の普及啓発を行います。	保健福祉課	熱中症及び新型コロナウイルス感染症のリーフレットを介護予防事業参加者に配布した。新型コロナウイルス感染症について市HP、広報、防災無線等で普及啓発を行った。感染症対策として、予防接種の冊子を作成し、全戸配布を行った。出生届出時、感染症に対する予防接種の効果として冊子を配布し、普及啓発を行った。	R3年度以降もR2年度と同様に熱中症及び感染症対策を実施する。	
	6) 生活	ライフスタイルの改善	●夏季におけるエコスタイル(クールビズ)の実践や自然に優しい緑のカーテン等、気候変動に合わせたライフスタイルに改善します。	総務課	夏季期間のエコスタイル(クールビズ)の実施(期間:5月から10月まで)	夏季期間のエコスタイル(クールビズ)の実施(期間:5月から10月まで)	
				文化生涯学習課	夏季におけるエコスタイルの実践、気候変動に合わせたライフスタイルの改善を行った。	夏季におけるエコスタイルの実践、気候変動に合わせたライフスタイルの改善を行う。	
				高齢障害課	対応終了	-	

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)			
第4章 田川らしい自然環境を保全、活用する	1 優れた自然環境の保全、活用	1) 優れた自然環境の保全、活用	① 乱開発の防止指導(再掲)	●優れた自然環境を保全、活用するため、森林法等により乱開発の防止等について県と連携し必要な指導を検討します。	産業振興課	-	-		
			② 保安林、自然公園等の指定見直し要請(再掲)	●優れた自然環境について保全、活用を進めるため、必要に応じ保安林や自然公園区域の指定拡大や指定種類の見直し等について県に要請します。また、県と連携し、自然公園条例に基づく自然公園区域の保全と活用に努めます。	環境対策課 産業振興課	- -	- -		
			③ 地域に親しまれている巨樹や樹林の保護	●猛禽類(フクロウ等)の重要な生息・生育環境となっている社寺林等、地域に親しまれている貴重な巨樹や巨木等の保全に努めるとともに、必要に応じて保護すべき樹木、樹林等の点検や措置を検討します。	環境対策課	-	-		
			④ 田川市森林整備計画(地域森林整備計画)に基づいた森林整備(再掲)	●田川市森林整備計画に基づき、県と連携して災害の防止、水源涵養等、公益性の高い多様な機能を有する森林整備に努めます。	産業振興課	-	-		
			⑤ 森林の整備の推進(再掲)	●山地災害を防止するとともに、これによる被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上を図ります。	産業振興課	-	-		
				●市営造林の定期的な整備を行うとともに、災害防止のための民有林の間伐等の整備を進めます。	産業振興課	-	-		
	2) 優れた自然環境の環境教育等への活用	① 人材の育成	●田川市に存在する環境資源を活用し、自然観察や農林水産業の体験学習等、自然とのふれあいの機会の充実を図るとともに、指導的役割を果たす人材の育成に努めます(講習会の開催、情報提供、環境に関わる資格の取得推奨等)。	環境対策課	-	-			
			② 地区ごとに環境教育拠点を活用	●田川市に存在する環境資源を活用し、自然観察や体験学習等、自然とのふれあいを推進するために、地区(小学校区)ごとに環境教育拠点を(選定)し、地域性を考慮した環境学習の推進を検討します。	環境対策課	-	-		
			2 動植物の生息・生育空間の保全、再生	1) 希少な動植物の保全	① モデル事業等による生物の生息・生育空間の保全	●草原や河川、その他特徴的な生物の生息・生育地等においては、魚道の整備や草地の定期的な管理による保全等により、モデル的に自然環境を保全、復元または改善します。	産業振興課	伊加利地区において地域住民でピオトープ(動植物の生息空間)を作り。自然との触れ合いを通じて、命の大切さを学ぶ場になっている。	左記と同じ
					2) 外来生物の防除対策の推進	① 監視体制の検討	●外来生物の不法放置等の監視に際して、外来生物の放棄のみを目的とした監視は非効率であるため、廃棄物の不法投棄の監視等を兼ねた監視体制を検討します。	環境対策課	-
② 調査や駆除対策の推進	●外来生物法に基づき、生態系や農林業等に被害を及ぼす外来生物等に関する調査や駆除対策について関係機関と連携しながら推進します。	環境対策課 産業振興課	- 農作物に被害を与え、特定外来生物に指定されているアライグマの駆除対策を猟友会と連携し実施した。	- 田川猟友会に捕獲業務を委託予定であり、引き続き連携を図る。					

章	基本的施策	施策	内容	担当課	R2 実施概要	R3 実施概要(予定)		
第5章 環境を守り生かす地域づくりを推進する	1 環境教育・環境学習の推進	1) 環境情報の収集、整備と活用	① 分かりやすい環境情報の提供	●市報等を通じ、環境情報について随時提供していきます。	環境対策課	-		
				●市公式ホームページにおいて、「ごみ」以外に、「地球温暖化」、「光化学スモッグ」、「主要な河川の水質」等、環境に関する情報を提供するページの作成を検討します。	環境対策課	-		
			② 地区ごとに環境教育拠点を活用(再掲)	●田川市に存在する環境資源を活用し、自然観察や体験学習等、自然とのふれあいを推進するために、地区(小学校区又は中学校区)ごとに環境教育拠点を選定し、地域性を考慮した環境学習の推進を検討します。	環境対策課	-		
		2) 学校における環境教育の推進	① 環境教育実施計画の作成	●学校教育以外に、社会の仕組みとしても生涯学習の中で環境教育を学ぶことができる仕組みを検討します。	文化生涯学習課	文化係該当なし	文化係該当なし	
			② 施設や環境副読本の活用等	●効果的な環境教育を推進するため、「石炭記念公園」等の施設、「ロマンスケ丘」等の環境資源及び環境副読本の活用等に努めます。	学校教育課	-	-	
				●環境教育を推進するため、主に小学校4年生向けに環境副読本を配付予定。(令和2年度末に小学校配付予定)	環境対策課	主に小学校4年生向けに環境副読本を配付予定。 (令和2年度末に小学校配付予定)	主に小学校4年生向けに環境副読本を配付予定。	
		3) 地域における環境教育・環境学習の推進	① 体験的な環境教育・環境学習の推進	●地域における環境教育・環境学習の推進に際しては、市内の各施設等を活用し、河川や地域等のクリーンアップ事業やエコクラブに関わる事業、省エネルギー教育、生き物の観察会等、体験的な環境教育・環境学習の推進に努めます。	環境対策課	-	-	
		2 協働の体制づくり	1) 環境NPO、市民団体の育成とネットワーク化	① 人材登録制度の創設	●環境NPO、市民団体等との連携及び市の環境に関する人材情報の一元管理を推進するため、本市の人材バンク制度やボランティアセンターの活用を検討します。この制度を使って、市民団体の活動に対するアドバイザーとしての派遣や、環境教育の講師として小中学校等に派遣を検討します。また、福岡県地球温暖化防止活動推進センターで実施している「ふくおか環境マスター派遣制度」等、既存の講師の派遣制度等も十分に活用します。	環境対策課	-	-
				② シンポジウム、イベント等の開催	●市民、市民団体、行政との連携を強化するため、関係機関と連携して環境をテーマにしたシンポジウム、講習会、イベント等の開催やPRに努めます。	環境対策課	-	-
	●団体の活動を支援するため、団体の功績を表彰する制度等を活用します。				環境対策課	-	-	
	2) 市民による環境保全行動の促進		② 市民参加による環境資源の保全、管理活動の推進	●田川市の自然環境で最も評価の高いロマンスケ丘の草原については、自然環境の保全のためには定期的な草刈り等が必要です。市の委託による草刈等の他にも、市民活動団体による草刈等が行われており、今後も自然環境の保全に努めます。	都市計画課			
	3) 事業者の環境保全行動の促進		① 環境マネジメントシステムの導入促進	●市内事業者に対し、ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得につながるような啓発事業を推進します(ISO14001取得業者やエコアクション21地域事務局による講習会等の開催)。	環境対策課	-	-	
				② 田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の積極的な推進とPR	●田川市の事務・事業においては「田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、積極的なエネルギー使用量の削減等に努めます。 ●「田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づく経費削減効果等をPRし、地球温暖化対策を事業者に推奨します。	環境対策課	庁内の各執務室。会議室内に節電を心がける啓発シールを掲示。	庁内の各執務室。会議室内に節電を心がける啓発シールを掲示。
		③ 田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の積極的な推進とPR	●「田川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づく経費削減効果等をPRし、地球温暖化対策を事業者に推奨します。	環境対策課	-	-		
	4) コミュニティ政策と地域環境保全対策の一体的推進	① 地域ボランティア活動事業の推進(再掲)	●自然環境と共生したまちづくりを実現するために、清掃活動や花壇づくり活動の実施など、市民、事業者、団体が連携して、うるおいのあるまちの創造に努めます。	都市計画課				
●平成29年8月に開設したボランティアセンターにより、ボランティアの連携を促します。			安全安心まちづくり課	広域清掃事業補助金実施、多世代ボランティア育成支援花植え事業実施、成人式前清掃ボランティア実施予定、春季・秋季市内いっせい清掃及び春季いっせい清掃に合せた市外職員清掃ボランティア実施、東京2020パラリンピック「おもてなし花植え事業」は中止	広域清掃事業補助金実施、多世代ボランティア育成支援花植え事業実施、成人式前清掃ボランティア実施、春季・秋季市内いっせい清掃及び春季いっせい清掃に合せた市外職員清掃ボランティア実施、協力企業清掃ボランティア実施、東京2020パラリンピック「おもてなし花植え事業」実施予定			
●地域の祭りやイベントなどと連携した地域美化活動の促進に努めます。			たがわ魅力向上課	新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止のため非実施	例年通り、まつりの関係団体による美化活動を実施予定。			
② イベント等と連携した地域美化の促進(再掲)		●イベントの主催者に対して環境に配慮したイベントの実施を促します。	たがわ魅力向上課	新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント等の中止のため非実施	例年通り、指導等を継続する予定。			
		③ 市民・事業者のモラル向上(再掲)	●田川市では、人に優しくつくしいまちづくりについて各主体(市民、事業者、行政等)の責務を明らかにし、田川市民が安全で快適な環境の中で生活が営めるよう、清潔で人に優しくつくしいまちづくりを目指す「田川市人に優しくつくしいまちづくり条例」を制定しました。この条例に基づき、たばこの吸い殻、空き缶等の散乱防止やペットの飼い方など、市民、事業者のモラル向上に努めます。	環境対策課	空き地に草や樹木が伸びる等しており、市民から環境整備の依頼が市にあった場合、土地の所有者を調査し、所有者宛てに土地の適正管理を促す通知を送付する。(R2. 11. 25現在で24件)	空き地に草や樹木が伸びる等しており、市民から環境整備の依頼が市にあった場合、土地の所有者を調査し、所有者宛てに土地の適正管理を促す通知を送付する。		